

合併協定書

平成16年7月25日

氏家町 喜連川町

目 次

協 定 項 目	頁
1 合併の方式	25
2 合併の期日	25
3 新市の名称	25
4 新市の事務所の位置	25
5 議会の議員の定数及び任期の取扱い	25
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	25
7 地方税の取扱い	25
8 一般職の職員の身分の取扱い	25
9 地域審議会の取扱い	26
10 財産及び債務の取扱い	26
11 特別職の職員の身分の取扱い	26
12 条例・規則等の取扱い	26
13 事務組織及び機構の取扱い	26
14 一部事務組合等の取扱い	26
15 使用料、手数料等の取扱い	27
16 公共的団体等の取扱い	27
17 補助金・交付金等の取扱い	27
18 町名・字名の取扱い	28
19 慣行の取扱い	28
20 国民健康保険事業の取扱い	28
21 介護保険事業の取扱い	28
22 消防団の取扱い	28
23 行政区の取扱い	28
24 電算システム事業の取扱い	29
25 各種事務事業の取扱い	29
25- 1 男女共同参画事業	29
25- 2 国際交流事業	29
25- 3 広報広聴関係事業	29
25- 4 納税関係事業	29
25- 5 消防防災関係事業	29
25- 6 交通関係事業	30

協 定 項 目	頁
25- 7 窓口業務	30
25- 8 保健衛生事業	30
25- 9 障害者福祉事業	30
25-10 高齢者福祉事業	31
25-11 児童福祉事業	31
25-12 保育事業	31
25-13 生活保護事業	32
25-14 その他の福祉事業	32
25-15 健康づくり事業	32
25-16 ごみ処理運搬業務事業	32
25-17 環境対策事業	32
25-18 農林水産関係事業	33
25-19 商工・観光・勤労者関係事業	33
25-20 建設関係事業	33
25-21 上水道事業	33
25-22 下水道事業	34
25-23 学校教育事業	34
25-24 社会教育事業	35
25-25 文化振興事業	35
25-26 コミュニティ施策	35
25-27 その他事業	35
26 新市建設計画	36

1 合併の方式

塩谷郡氏家町・同郡喜連川町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月28日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「さくら市」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、氏家町大字氏家2,771番地（現在の氏家町役場）とする。

現在の喜連川町役場を喜連川支所とする。

新庁舎を建設する場合には、新市において検討する。

5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市の議会の議員の定数は、24人とする。

(2) 2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年11月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定により選挙区を設け、同法第7条の規定により23人とする。

7 地方税の取扱い

(1) 原則として、2町で差異のない税制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 2町で差異のある税制については、次のとおり取扱う。

過誤納返還金については、氏家町の例による。ただし、平成16年度は、旧町の例による。

軽自動車税の税率で差異のある、専ら雪上を走行するものは2,400円、小型特殊自動車農耕作業用四輪1000cc以下は2,000円、同1000cc超は2,200円とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、平成16年度はそれぞれ旧町の例による。

軽自動車税の納期については、氏家町の例による。ただし、平成16年度はそれぞれ旧町の例による。

入湯税の「課税免除」については、喜連川町の例による。ただし、平成16年度は旧町の例による。

(3) 都市計画税について、平成16年度、平成17年度及び平成18年度は、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、不均一課税とし、平成19年度から統一する。

税率は、0.2%とする。ただし、喜連川地区の課税については、平成18年度0.1%、平成19年度0.2%の傾斜課税とする。

8 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 2町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

- (2) 職員定数について、合併時には現行の2町の条例定数の合計をもって新市における条例定数とする。ただし、新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 2町間で格差のある給与や勤務条件等については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併後段階的に調整し、統一を図る。

9 地域審議会の取扱い

地域審議会については、設置しないものとする。

10 財産及び債務の取扱い

2町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

11 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 特別職（市長、助役、収入役、議会議員、各行政委員会委員等）の職員の設置・人数・任用については、法令の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。
- (2) 特別職の職員の報酬については、類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。

12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

13 事務組織及び機構の取扱い

新市事務組織及び機構は、支所機能を有効的に活用し、住民サービスが低下しないよう十分配慮することを基本として、次のとおり調整する。

住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構

住民の声を適正に反映することができる組織・機構

緊急時に即応できる組織・機構

簡素で効率的な組織・機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

現有庁舎を有効利用できる組織・機構

支所は、本所の事務を補助し、住民サービスに関わる直接的事務を行う

14 一部事務組合等の取扱い

- (1) 次の一部事務組合について、2町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
 - 塩谷広域行政組合
 - 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合
 - 栃木県市町村職員退職手当組合
 - 栃木県市町村消防災害補償等組合
- (2) 栃木県自治会館管理組合については、合併時までに調整する。
- (3) 次の事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市にお

いて合併の日に事務委託規約により委託する。
公平委員会事務
下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務

15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 同一及び類似施設の使用料については、原則として合併時に統一する。手数料については、受益者負担の原則により適正額を算出して統一する。

使用料・手数料の調整方針

負担公平の原則

行政格差とならないよう公平な負担を求める。

財政健全運営の原則

新市の財政運営に悪影響を及ぼさないよう、適切な金額を設定する。

住民福祉向上の原則

住民サービスと住民福祉の向上に資するものとする。

一体性確保の原則

住民生活に支障がないとともに、速やかな一体性が進むよう配慮する。

- (2) 合併時に統一できないものについては、3年以内を限度に統一する。
(3) 2町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
(4) 2町で差異のある各種施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なることなどから、当面現行のとおりとする。ただし、農業施設使用料については、合併時まで統一する。
(5) 2町で差異のある手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時まで統一する。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。

- (1) 2町共通の団体について

新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

国・県の指導に基づき設置された団体については、関係機関とも調整し、そのあり方について協議する。

統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

- (2) 2町独自の団体について

原則として現行のとおりとする。

17 補助金・交付金等の取扱い

- (1) 補助金・交付金等の取扱いについては、事業の目的・効果を総合的に判断し、経緯や実情等に配慮しつつ、新市においては、公共的必要性・有効性・公平性の観点に立ち、新市の一体性を確保するため、整理合理化を次のとおり調整する。

団体に係るもの

2町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

2町において独自の補助金等については、制度の経緯・実績を踏まえ、新市において調整する。

事業に係るもの

2町で同一あるいは同種の補助金等については、制度の統一の方向で調整する。

2町において独自の補助金等については、事業の経緯・実績を踏まえ、新市において調整する。

- (2) 新市への移行後においては、補助金・交付金等の交付基準を作成し、定期的、継続的な見直しを行う。

18 町名・字名の取扱い

- (1) 2町の町及び字の区域は現行のとおりとし、名称については、現行の大字の字句を除いた地名表示とする。
- (2) 住居表示については、新市において住民の意向を確認し、順次実施する。
- (3) 大字松島については、2町に重複し、かつ、地番の重複があるので、合併時までに更正等調整を行う。
- (4) 2町において通称として使用されている町名(例：本町、上町等)で2町において同一の名称のものについては、地域住民の意向に配慮し調整する。

19 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市の名称決定後、公募により募集し、合併時までに選考する。
- (2) 市旗、市民憲章、市の花、市の木、市の鳥、市の歌及びキャッチフレーズについては、新市において新たに定める。なお、旧町の歌は、地域の歌として残す。
- (3) イメージキャラクター及び宣言については、新市において必要性も含めて検討する。なお、旧町のキャラクターは、地域のキャラクターとして残す。
- (4) 姉妹・親善市町については、新市に引き継ぐ。
- (5) 表彰制度については、新市発足後新たな制度を創設する。なお、名誉町民については、すでに旧町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、新市に引き継ぐ。

20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 原則として、2町で差異のない賦課形態、賦課方式、軽減措置、納期、保険給付事業については、現行のとおりとする。
- (2) 税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、平成16年度及び平成17年度は、不均一課税とし、平成18年度から統一する。
- (3) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
- (4) 健康づくり事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、合併時までに統一する。

21 介護保険事業の取扱い

- (1) 第1号被保険者の介護保険料について、平成17年度までは現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)策定の中で算定し、平成18年度から統一する。
- (2) 納期については、2町に差異がないため現行のとおり実施する。
- (3) 介護認定審査会については、新市において新たに設置する。
- (4) 介護保険事業計画については、新市において新たに策定する。又、介護保険事業計画策定委員会については、合併時までに統一する。
- (5) 保険給付の内容については、2町に差異がないため現行のとおり実施する。
- (6) 低所得者負担対策については、2町に差異がないため現行のとおり実施する。

22 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合する。分団の組織・活動内容については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

23 行政区の取扱い

行政区の取扱いについては、当面現行のとおりとし、新市において統合・再編に努める。

24 電算システム事業の取扱い

- (1) 新市発足時に、住民生活や行政事務等に支障なく電算業務が処理できるよう、住民に密接な関連業務を優先しながら、段階的なシステム統合を図る。
- (2) 庁内のIT化の推進はもちろん、将来の電子自治体化を視野に入れたシステムの構築に配慮する。

25 各種事務事業の取扱い

25-1 男女共同参画事業

男女共同参画社会の形成に関する基本的理念に基づき、男女がお互いに尊重し、誰もが自分らしく生きられる豊かで活力のある社会実現のため、新市において「男女共同参画プラン」を策定する。

25-2 国際交流事業

国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業実施内容については、官民の交流を整理し、新市において調整する。

25-3 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙については、毎月発行する。なお、発行日、発行回数及び配布方法については、合併時まで調整する。
- (2) 新市においてホームページを合併時に開設する。
- (3) 広報ビデオについては、新市において検討する。
- (4) 報道機関への情報提供については、新市においても継続して行い、積極的な情報発信に努める。
- (5) 広聴関係については、新市においても継続して実施することとし、実施時期、内容等については、新市において調整する。
- (6) 市勢要覧については、新市においても発刊する。

25-4 納税関係事業

- (1) 申告の受付について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度以降については、新市において調整する。
- (2) 納期前納付報奨金について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (3) 口座振替金融機関については、合併時から氏家町の例により実施する。
- (4) 督促については、現行のとおり実施する。
- (5) 納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事務費交付金について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (6) 軽自動車標識弁償金については、合併時まで調整する。
- (7) 各種証明関係事務については、現行のとおりとする。

25-5 消防防災関係事業

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置する。
- (2) 防災行政無線については、新市において喜連川地区に導入する。
- (3) 消防委員会については、新市において新たに設置する。
- (4) 防災関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 消防防災関係団体については、合併時に統合する。
- (6) 地域防災計画・水防計画については、新市において速やかに策定する。なお、新市の計画

が策定されるまでの間は、2町の計画を引き継ぎ運用する。

- (7) 土砂災害相互通信システムについては、喜連川町のシステムを改良し、新市において継続し使用する。
- (8) 応援協定等については、新市において締結し直す。
- (9) 防犯灯設置事業については、新市においても実施し、地域の負担金については、合併時まで調整する。
- (10) 災害備蓄品については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-6 交通関係事業

- (1) 町営バス・生活バス路線維持事業については、住民の利便性を考慮し現行のとおりとする。
- (2) 2町の連携、交流、利便性の向上のため、新市において各種バス事業のあり方について検討する。
- (3) 交通安全対策については、新市の関係機関と連携を図り、2町の現行内容を統合し、より充実した内容で実施する。
- (4) 交通指導員については、合併時に統合する。
- (5) 交通安全施設整備事業については、現行のとおり実施する。
- (6) 交通安全啓発事業については、新市において再編する。
- (7) 交通安全計画については、新市において新たに策定する。
- (8) 栃木県交通災害共済については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-7 窓口業務

窓口業務については、住民サービスを低下させないよう本庁と支所で実施する。サービス内容については、合併時まで調整する。

25-8 保健衛生事業

- (1) 2町の保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 母子保健計画については、新市において新たに策定する。
- (3) 事業スタッフの報酬等については、合併時まで調整する。
- (4) 日曜・祝祭日当番医制度については、合併時まで調整する。
- (5) 塩谷総合病院支援事業については、現行のとおりとする。
- (6) 以下の事業については、現行のとおり実施する。
「訪問指導、妊婦健康診査、学校保健、住民結核検診、精神障害者の在宅福祉サービス利用に関する相談業務、精神障害者居宅生活支援事業」
- (7) 以下の事業については、合併時まで調整し、新市においても実施する。
「健康手帳交付、母子健康手帳交付、健康教育、健康相談、基本健康診査、乳幼児健康診査、各種がん検診、その他の検診、機能訓練教室、母子健康教育、乳幼児相談、予防接種、結核予防接種」
- (8) 母子保健推進員については、合併時に廃止する。

25-9 障害者福祉事業

- (1) 国又は県が定める制度・事業について、2町に差異がないものは、現行のとおり実施する。
- (2) 心身障害者小規模通所療育授産事業については、当面現行のとおり実施する。
- (3) 紙おむつ給付事業について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (4) 在宅重度心身障害者介護手当事業について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (5) メール機能付き携帯電話購入費助成事業について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (6) 緊急通報装置給付事業について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統

一する。

- (7) 福祉タクシー料金助成事業については、2町に差異がないため現行のとおり実施する。
- (8) 障害者計画については、新市において次期計画時に統一したものを策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

25-10 高齢者福祉事業

- (1) 国又は県の定める制度・事業について、2町に差異のないものは、現行のとおり実施する。差異のあるものは、次のとおりとする。
 - 高齢者等日常生活用具給付事業について、2町に差異のあるものについては調整し、差異のないものについては現行のとおり実施する。
 - 寝具類洗濯乾燥消毒サービスについては、合併時までに喜連川町の例により調整する。
 - ホームヘルプサービス事業については、合併時までに氏家町の例により調整する。
- (2) 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに策定する。
- (3) 福祉センター、老人福祉センター、生きがいセンター、喜連川町営温泉浴場、氏家老人ホームについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 老人福祉センター送迎バスについては、新市において新たなコースを設定し、コミュニティバスについては、現行のとおり実施する。
- (5) 敬老祝金、敬老年金事業については、合併時までに氏家町の例により調整し、高齢者訪問については、現行のとおり実施する。
- (6) 敬老会事業については、新市において各行政区ごとに敬老会を開催する。また、老人クラブ連合会については、新市において統一を図り、単位老人クラブは現行のとおりとする。
- (7) 高齢者福祉タクシー料金助成事業及び高齢者生きがい活動支援通所事業（デイサービス）について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から氏家町の例により調整する。
- (8) 高齢者配食サービス事業については、合併時までに喜連川町の例により調整する。ただし、利用者負担額については、氏家町の例による。
- (9) 福祉関係スポーツ大会出場支援事業については、合併時に廃止する。
- (10) 紙おむつ給付事業について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (11) 温泉入浴利用券助成事業については、合併時までに喜連川町の制度を基に調整する。

25-11 児童福祉事業

- (1) 国又は県が定める制度・事業について、2町に差異のないものは、現行のとおり実施する。
- (2) 放課後児童健全育成事業について、平成16年度は現行のとおり実施し、平成17年度から保育料を統一する。
- (3) 児童医療費助成事業について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から氏家町の制度を適用する。
- (4) 乳幼児医療費助成制度については、平成17年度から廃止する。
- (5) エンゼルプランについては、平成16年度に2町で策定する子育て支援行動計画に盛り込むものとし、合併後速やかに統一する。
- (6) 出産祝金事業については、平成17年度から廃止する。
- (7) 氏家養護園運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-12 保育事業

- (1) 保育園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 保育料について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度に国の基準を基に新たな保育料基準表を設定し統一する。なお、徴収金年齢区分については、新たに設定する。
- (3) 同一家族の2人目、3人目の保育料については、少子化対策を考慮し、現行のとおり実施する。
- (4) 延長保育については、現行のとおり実施する。ただし、延長保育料について、平成16年

- 度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (5) 一時保育については、現行のとおり実施する。ただし、保育時間については、合併時に氏家町の制度に統一する。保育料について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
 - (6) 障害児保育については、現行のとおり実施する。
 - (7) 乳児保育については、現行のとおり実施する。
 - (8) 子育て支援センター事業については、現行のとおり実施する。ただし、開設日時については、合併時に統一する。
 - (9) 地域活動支援事業については、単年度毎の選択事業であることから、各保育園で引き続き積極的な取り組みを推進する。
 - (10) 給食費については、合併時まで調整する。
 - (11) 通園送迎バスについては、新市において検討する。

25-13 生活保護事業

生活保護事務については、新市において福祉事務所を設置し、法令等に基づき実施する。

25-14 その他の福祉事業

- (1) 民生児童委員協議会（以下、「民児協」という。）設置事業については、合併時に2町の組織を統一し、現行の2町の民児協は、単位民児協とする。又、民生委員推薦会設置事業については、合併時に氏家町の例により調整する。
- (2) 行路者旅費支給事業については、合併時に氏家町の例により調整する。
- (3) 特定疾患見舞金支給事業については、2町に差異がないため現行のとおり実施する。
- (4) 高額療養費貸付事業について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から氏家町の制度を適用する。ただし、貸付額については、自己負担分を除いた全額を貸付ける。
- (5) 母子父子家庭児童小学校卒業記念品贈呈事業については、合併時に廃止する。
- (6) 国又は県が定める制度・事業（ひとり親家庭医療費助成事業・妊産婦医療費助成事業・災害弔慰金等支給事業）については、2町に差異がないため現行のとおり実施する。
- (7) 災害見舞金について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (8) 慰霊祭については、合併時まで調整する。
- (9) 結婚相談員設置事業については、成果が上がるよう合併時まで調整し、新市においても実施する。

25-15 健康づくり事業

- (1) 健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。
- (2) ウォーキング推進については、合併時まで検討し、平成17年度から新たに実施する。
- (3) 健康日本21地方版については、新市において速やかに策定する。

25-16 ごみ処理運搬業務事業

- (1) 一般廃棄物の分別・収集方法については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- (2) 家庭用生ごみ処理機器購入補助制度及び資源ごみ集団回収に対する報償金制度は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (3) ごみ減量資源化事業については、現行のとおりとし、新市においても積極的な推進を図る。
- (4) 指定ごみ袋の販売店及び家庭における保有分については、新市においても当分の間引き続き使用できるものとする。
- (5) 粗大ごみ収集事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

25-17 環境対策事業

- (1) 水質汚濁対策、騒音振動対策及び公害防止対策については、現行のとおりとする。
- (2) 害虫駆除対策については、合併時まで調整する。

- (3) 環境美化対策については、新市においても実施する。
- (4) 雑草管理対策については、現行のとおりとする。
- (5) 不法投棄防止対策については、現行のとおりとする。
- (6) 小規模特定事業については、現行のとおりとする。
- (7) 町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (8) 狂犬病予防事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。

25-18 農林水産関係事業

- (1) 農林業の振興に関する各種計画については、新市において新たに策定する。
- (2) 農林関係事業について、国、県補助事業、継続事業及び町単独事業については、農林業の振興を図るため、内容を精査し新市においても引き続き推進する。
- (3) 町単独の補助事業については、補助率、補助額等を合併時までに調整し、新市においても引き続き実施する。
- (4) 農林業関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-19 商工・観光・勤労者関係事業

- (1) 企業誘致については、新市においても引き続き積極的に優良企業の誘致に努める。
- (2) 中心市街地活性化基本計画については、2町で策定した計画を新市に引き継ぐ。
- (3) 中小企業育成振興会融資制度については、合併時までに調整し、新市においても実施する。
- (4) 祭事及び行事については、合併時までに開催時期等を調整し、新市においても実施する。
- (5) 観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 勤労者住宅資金融資制度については、合併時までに氏家町の例により調整する。

25-20 建設関係事業

- (1) 都市計画マスタープラン等策定が必要なものは、新市において順次策定する。
- (2) 都市計画区域、都市計画施設、建築の許可及び制限、建築協定及び地区計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。
- (4) 市街地開発事業については、現行のとおり実施する。
- (5) 土地開発指導要綱については、合併時までに内容を調整する。
- (6) 公園計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、既存の公園等の管理手法については、新市において調整する。
- (7) 緑化推進事業について、生けがきづくり奨励事業については、氏家町の例により実施し、桜ルネッサンス21基本計画については、喜連川町の例を基に新市において見直す。
- (8) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道の認定基準については、現行のとおりとする。
- (9) 工事要望の受付、道路等の維持補修については、合併時までに調整する。
- (10) 道路整備計画については、新市において速やかに策定する。
- (11) 住宅マスタープラン及び公営住宅再生マスタープランについては、新市において、必要に応じ策定する。
- (12) 公営住宅ストック総合活用計画については、新市において速やかに策定する。
- (13) 公営住宅法による住宅及びその他の住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (14) 入居資格及び家賃等については、現行のとおりとする。ただし、専用駐車場使用料及び共益費については、新市において速やかに調整する。
- (15) 入居者選考委員会については、喜連川町の例を基に合併時までに調整する。

25-21 上水道事業

- (1) 上水道事業（公営企業）については、統合に向け合併時までに調整する。なお、水道事業

- 区域の統合については、合併後検討するものとし、簡易水道区域は現行のとおりとする。
- (2) 水道料金(上水道・簡易水道)については、新市において公営企業の健全な運営を確保するため、適正な料金を検討し、平成19年度までに統一する。料金の徴収方法、検針方法及び水道事業関係手数料については、2町の例を基に合併時に統一する。
 - (3) 水道関係審議会については、新市において新たに設置する。
 - (4) 加入金(上水道・簡易水道)については、合併時から徴収するものとし、制度内容等については、合併時までに調整する。
 - (5) 水利権については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-22 下水道事業

- (1) 全体計画については、現行のとおりとする。見直しが必要な事項については、新市において検討する。農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 公共下水道審議会については、合併時までに統一する。
- (3) 下水道使用料については、事業の健全な運営を確保するため適正な料金を検討し、平成19年度までに上水道の料金統一時期と合わせ、統一を図る。
- (4) 受益者負担金に関することについては、以下のとおりとする。
 - 受益者及び金額については、負担区を設けて現行のとおりとする。
 - 納期については、合併時から喜連川町の例により統一する。
 - 一括納付報償金については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から喜連川町の例を基に統一する。
 - 徴収猶予及び減免については、合併時から氏家町の例により統一する。
- (5) 下水道事業に関する手数料については、以下のとおりとする。
 - 排水設備等計画確認・排水設備等工事検査手数料については、合併時から喜連川町の例により統一する。
 - 排水設備指定工事店手数料については、合併時から氏家町の例により統一する。
 - 督促手数料については、現行のとおりとする。
- (6) 水洗便所改造資金融資あっせんについては、合併時から喜連川町の例により統一する。
- (7) 生活扶助世帯水洗便所改造費助成金については、合併時から氏家町の例により統一する。
- (8) 農業集落排水事業に関することについては、以下のとおりとする。
 - 使用料については当面現行のとおりとし、公共下水道の使用料統一時期に合わせ、料金体系を公共下水道と統一する。
 - 受益者分担金については、現行のとおりとする。
 - 各種手数料については、合併時から公共下水道の手数料に統一する。
- (9) 合併浄化槽補助金交付事業については、合併時から氏家町の例により統一する。ただし、人槽区分については、喜連川町の例とする。

25-23 学校教育事業

- (1) 新市における中学生国際交流・海外派遣等の実施方法・交流相手等については、合併時までに調整する。
- (2) 外国語指導助手については、合併後も引き続き採用し、業務内容を統一する。
- (3) 奨励・奨学資金については、現在の制度に即応した見直しを含め、一本化を図るよう検討する。
- (4) 私立幼稚園就園奨励費補助金については、現行のとおり実施する。
- (5) 私立幼稚園就園奨励費補助金(県、町単独補助分)については、合併時に統一し、新市において引き続き実施する。
- (6) 私立幼稚園補助金については、合併時までに統一する。
- (7) 就学指導委員会については、合併時までに調整する。
- (8) 学校評議員については、合併時までに調整する。
- (9) 学校給食については、当面現行のとおりとし、新市において改めて検討する。

- (10) 学校給食費について、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (11) 学校給食センター運営委員会については、当面現行のとおりとし、新市において検討する。
- (12) 児童・生徒健康診断については、合併時までに調整し統一する。
- (13) 学校内科医、歯科医、眼科医及び学校薬剤師については、各学校に配置できるよう合併時までに調整する。
- (14) 要保護・準要保護児童生徒就学援助及び特殊教育奨励補助については、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。
- (15) 特色ある学習活動については、合併時までに調整する。
- (16) 市町適応相談指導室については、委託先の意向を確認のうえ、合併時までに調整する。
- (17) 教育課程（二学期制）については、合併時までに調整する。
- (18) 児童・生徒教育相談については、合併時までに統一する。
- (19) 小中学校の通学区域については、当面現行のとおりとする。
- (20) 遠距離児童通学費補助については、当面現行のとおりとし、新市において新たな基準等を作成する。
- (21) 学校耐震補強については、新市において検討する。
- (22) 教育財産の目的外使用については、合併時までに調整する。
- (23) 教育施設の寄付採納については、合併時までに調整する。

25-24 社会教育事業

- (1) 社会教育委員、生涯学習推進本部、生涯学習推進協議会、青少年問題協議会、公民館運営審議会、体育指導委員、図書館協議会については、新市において新たに設置する。
- (2) 児童・生徒健全育成連絡協議会については、合併時までに検討調整する。
- (3) 生涯学習基本構想・基本計画については、新市において速やかに策定する。
- (4) 社会教育事業については、住民の要望を考慮し、新市においても引き続き学習機会、情報の提供に努めながら生涯学習の推進を図るため実施する。
- (5) 成人式については、式典を統合し、平成17年度から同一会場で行う方向で検討する。
- (6) 公民館運営業務については、地域の生涯学習の推進及び住民活動の拠点とし、新市に引き継ぐ。
- (7) 社会体育事業については、新市においても引き続き健康づくり及びスポーツの振興を図るため実施する。
- (8) 市民体育祭は、当面現行のとおりとし、新市において開催方法等を速やかに検討する。
- (9) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、適正な管理運営を行う。
- (10) 図書館運営業務については、利用者の利便性に配慮し、合併時に新市一体の図書館として運営できるよう調整する。

25-25 文化振興事業

- (1) 文化振興事業については、文化水準の向上及び文化財の保護活用を図るよう引き続き推進する。
町史編さん事業、ミュージアム氏家運営業務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
文化芸術振興事業については、新市において引き続き実施する。
文化財保護については、新市において文化財保護条例を制定し、適正な文化財の保護に努める。

25-26 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、合併時までに調整し、新市に引き継ぐ。

25-27 その他事業

- (1) 行財政改革については、新市において行政改革大綱を策定し、引き続き行政改革の推進を図る。

- (2) 総合計画については、新市建設計画との整合性を図り、新市において新たに策定する。なお、新市の計画が策定されるまでの間は、新市建設計画を運用する。
- (3) 土地利用調整基本計画については、新市において新たに策定する。なお、新市の計画が策定されるまでの間は、2町の計画を引き継ぎ運用する。
- (4) 公有地対策については、新市移行後円滑な運営を行えるよう、合併時まで調整する。
- (5) 情報公開、個人情報保護及び資産公開制度については、新市において条例等を制定し、引き続き推進する。
- (6) 選挙関係事務については、住民の参政権を最大限に行使できるよう配慮し、新市において調整する。
- (7) 指定金融機関については、当面現行のとおりとする。
- (8) 収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、2町の現行金融機関とするよう合併時まで調整する。
- (9) 入札及び契約事務については、公平性、透明性の確保を目的とし、制度の統一を図る。
- (10) 議会の会期及び各委員会については、新市の議会において調整する。
- (11) 議会だよりについては、新市においても発行する。
- (12) 政務調査費については、合併時まで調整する。

26 新市建設計画

別冊「さくら市新市建設計画」に定める。

補則

確認された協定項目については、これを遵守する。ただし、国、県等の制度改正又は、社会情勢の変化等によって、これにより難しい場合においては、住民の意向も踏まえて、十分検討し合併協議会において調整する。

調 印 書

塩谷郡氏家町及び同郡喜連川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく氏家町・喜連川町合併協議会において合併に関する協議が調ったのでここに調印する。

平成16年7月25日

（署名、押印）

氏家町長

秋元喜平

喜連川町長

滝政夫

立 会 人

合併協議会委員

(署名欄)

委 員 (氏家町議会議員)

手 塚 賢 二

委 員 (喜連川町議会議員)

小 堀 勇 人

委 員 (氏家町議会議員)

黒 崎 保

委 員 (喜連川町議会議員)

森 喜 平

委 員 (氏家町議会議員)

櫻 井 伸 彰

委 員 (喜連川町議会議員)

関 欣 一

委 員 (学識経験者)

菊 地 崇 雄

委 員 (学識経験者)

君 島 シ ヅ

委 員 (学識経験者)

齋 藤 正 治

委員（学識経験者）

高橋 晃一

委員（学識経験者）

大野 喜四郎

委員（学識経験者）

天野 順子

委員（学識経験者）

大野 亮一

委員（学識経験者）

西 澤 守

委員（氏家町収入役）

鳴 原 清

委員（喜連川町収入役）

竹 田 通 雄

委員（栃木県市町村課長）

田 村 澄 夫